

## 2024年度大阪府専任教員養成講習会 概要

1. 目的 本講習会は、看護基礎教育の教育実践に必要な知識・技術・態度を習得し、教員として創造的に活動し得る能力を啓発することを目的とする。
2. 主催 大阪府（事業委託 公益社団法人大阪府看護協会）
3. 再募集期間 2024年2月15日（木）～2024年2月22日（木）16時 必着
4. 受講期間 2024年5月1日（水）～2024年11月29日（金）（予定）
5. 定員 50名
6. 会場 公益社団法人大阪府看護協会 ナツグアート大阪（大阪市城東区嶋野西2-5-25）予定
7. 受講資格 次の（1）及び（2）に該当するもの
  - （1）保健師、助産師若しくは看護師として5年以上業務に従事した者又は保健師、助産師若しくは看護師として3年以上業務に従事し、かつ、大学において教育に関する科目（4単位）を履修して卒業し、若しくは大学院において教育に関する科目（4単位）を履修した者であって、本講習会修了後看護基礎教育に従事する者で、次のア～ウのいずれにも該当するもの
    - ア 専任教員養成講習会（旧称：看護教員養成講習会）未受講の者
    - イ 看護業務（保健師・助産師・看護師業務）から概ね5年以上離れていない者
    - ウ 心身ともに健康で、教育姿勢があり、看護に対する自己の考えを表現できる者
  - （2）次のア～エのいずれかに該当する者
    - ア 大阪府内の看護師等学校養成所に就業し、当該施設の長から推薦のある者
    - イ 専任教員資格取得後に、大阪府内の看護師等学校養成所への就業が見込まれ、当該施設の長から推薦のある者
    - ウ 大阪府内の医療機関又は公的機関に就業し、当該施設の長から推薦のある者
    - エ 大阪府外の医療機関又は看護師等学校養成所に就業し、当該施設の長から推薦のある者
8. 受講者の選考及び選考結果

書類審査  
選考は、上記の7. 受講資格（2）の内、ア イ ウ エ の順に優先とします。  
選考結果は審査後に各施設長あてに通知します。
9. 講習会内容・科目・時間数・単位数

別紙1のとおり
10. 受講料等

7. 受講資格（2）ア～ウ の者：受講料 202,200円（予定）  
7. 受講資格（2）エ の者：受講料 242,200円（予定）  
※eラーニングのコンテンツ使用料も含まれます。その他、教材費および交通費等は受講者の負担とします。  
なお、徴収した受講料等については、原則、返還しません。
11. 講習会の修了認定

本講習会教育課程における全授業科目を履修し、さらに下記の要件を満たした者には、運営会義の審議を経て、大阪府知事が講習会の修了を認定します。  
（1）出席日数が全授業日数の90%以上であること。  
（2）全授業科目の単位を取得していること。なお、本講習会の同一受講者に対しては、受講開始後3年以内に限り単位を通算できるものとする。
12. その他

eラーニング・演習等でパソコンを使用します。（各自で携帯可能なPC『Windows：Word・Excel・Power Point 搭載』・インターネット環境・印刷できる環境を準備してください。）  
またパソコンの基本的な操作は自己学習となります。
13. 問い合わせ先 〒536-0014 大阪市城東区嶋野西2-5-25  
公益社団法人 大阪府看護協会 専任教員養成講習会 担当者宛  
TEL 06（6964）5550（教育研修部）  
※ なお、本講習会の次年度予算が未確定のため、受講料等一部変更となる可能性がありますので、予め御了承願います。

別紙 1 内容・科目・時間数・単位数

区分	内容	科目	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理 (e-ラーニング)	1	15
		教育方法 (e-ラーニング)	1	15
		教育心理 (e-ラーニング)	1	15
		教育評価 (e-ラーニング)	1	15
		情報通信技術 (e-ラーニング)	1	15
専門分野	看護論	看護論	1	15
		看護論演習	1	30
	看護教育論	看護教育・制度論 (e-ラーニング)	2	30
	看護学教育課程	看護教育課程論 (e-ラーニング)	3	45
		看護教育課程演習	2	60
	看護教育方法	看護教育方法論 (e-ラーニング)	6	90
		看護教育方法演習	3	90
	看護教育演習	専門領域別看護論演習	2	60
	看護教育評価	看護教育評価論 (e-ラーニング)	2	30
		看護教育評価演習	1	30
	看護学校組織運営	看護学校組織運営論 (e-ラーニング)	1	15
	看護教育実習	看護教育実習	2	90
			小計	31
その他		小計	1	15
	計		32	675

※講習会における教育内容と同一内容の科目を履修し単位を取得した者は、既修得単位認定申請書を提出し既修単位の認定を申請することができます。

手続きの詳細は受講決定者に別途お知らせいたします。